

タイが国外eービジネスに係る新VAT法を提案

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

タイ歳入局は2018年1月17日、国外のeービジネス事業者によって提供されるサービスに関する現行の付加価値税(VAT)法を改正する法案(VAT法案)を公表しました。このVATに特化した今般の動きは、昨年発表されパブリックコンサルテーションに付された、国外のeービジネス事業に係る税制案に沿ったものです。今回の改正案では、国外のeービジネス事業者がタイの個人に提供するサービスに係るVATの徴収に主な焦点が当てられています。これは、現行のVAT法におけるリバースチャージ方式の適用に制限があるためです。

VAT法案において、電子媒体又は国外に拠点を置くデジタルプラットフォームを介して、タイで使用されるサービスをタイのVAT未登録者(一般消費者等)へ提供する国外事業者(国外eービジネス事業者)は、タイのVAT未登録者に対する年間売上額が180万タイバーツ(約56,000米ドル)を超える場合に、VAT登録及びタイ歳入局へのVAT納付が求められます。また、一定の条件が満たされない限り、国外eービジネス事業者によりタイのVAT未登録者へのサービス提供に利用されるプラットフォーム(例:ウェブサイトやアプリケーション、オンライン市場等)を有する国外に拠点を置くデジタルプラットフォーム事業者(国外デジタルプラットフォーム事業者)にも、このルールが適用されます。

当該ルールに違反した国外eービジネス事業者には、VAT納付義務のほか、ペナルティ、追徴金、及び罰金が科されます。このVAT法案は、2018年2月9日までの間のパブリックコメントを経て制定されます。

本アラートでは、同VAT法案の主な特徴について解説しています。

詳細

VAT登録の対象者

次の国外事業者は、タイのVAT未登録者に対するサービスの年間売上額が180万タイバーツを超える場合、タイでのVAT登録及びタイ歳入局へのVAT納付が求められます：

- ▶ 電子媒体又は国外に拠点を置くデジタルプラットフォームを介して、タイで使用されるサービスをタイのVAT未登録者へ提供する国外e-ビジネス事業者
- ▶ 国外e-ビジネス事業者によりタイのVAT未登録者へのサービス提供に利用されるプラットフォーム(例: ウェブサイトやアプリケーション、オンライン市場等)を有する国外に拠点を置くデジタルプラットフォーム事業者。ただし、下記条件がすべて満たされる場合に、サービスに係るVAT納税義務の国外e-ビジネス事業者へ移転することを可能とする例外規定が設けられる:
 - ▶ 国外デジタルプラットフォーム事業者ではなく国外e-ビジネス事業者がサービスを提供していることを示す、サービス受益者に対して発行された文書が存在する
 - ▶ 国外e-ビジネス事業者がタイのVATについて責任を負う旨が定められた、国外e-ビジネス事業者及び国外デジタルプラットフォーム事業者間で締結された契約が存在する
 - ▶ 国外デジタルプラットフォーム事業者は、サービス受益者からのサービスフィー回収を承認する者ではない
 - ▶ 国外デジタルプラットフォーム事業者は、サービス受益者へのサービス提供を承認する者ではない
 - ▶ 国外デジタルプラットフォーム事業者は、サービス提供の取引条件を決定する者ではない

VAT税率及び課税標準

現行のVAT税率は7%です。VATの課税標準は、国外e-ビジネス事業者がタイのVAT非登録者から収受するサービスフィーにVATの額を加算した額です。

VAT登録手続きとコンプライアンス

VAT登録は、タイ歳入局のウェブサイトを通じて電子的に行なわれます。タイのVAT登録者として、国外e-ビジネス事業者及び(又は)国外デジタルプラットフォーム事業者は、仮受(売上)VAT申告書を作成し、電子申告及びVAT納付義務を負います。当該事業者は、タックスインボイスの発行、仮払VATの控除・還付及びサービス受益者へのVATの徴収が認められません。

発効日

公聴会及びその後の立法手続きを経て、同法はタイ国官報(Royal Gazette)に公告されてから180日後に発効します。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
古市 泰之	マネージャー	yasuyuki.furuichi@jp.ey.com
ジャン フランソワ・デニス	マネージャー	jean-francois.denis@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180221

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp